

所得税・町県民税申告の提出は 2月16日～

確定申告書の作成

申告時の知っておきたい税情報

医療費控除



多額の医療費を支払った場合、医療費控除が受けられますよ。

あなたが自分や家族の病気やけがなどにより支払った医療費があるときは、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。

医療費控除額の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{その年中に} \\ \text{支払った} \\ \text{医療費} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる} \\ \text{金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{A} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{A} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{10万円または} \\ \text{所得金額の5\%} \\ \text{(どちらか少ない額)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{医療費} \\ \text{控除額} \\ \hline \end{array} \quad (\text{最高200万円})$$

(注1) 保険金などで補てんされる金額とは、①社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金などのほか、②医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金や生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金などのことです。

(注2) 医療費控除により軽減される税額は、その人に適用される税率により異なります。

税務署からのお知らせ

税務署では、確定申告書をご自身で作成していただく自書申告指導を行っています。

つきましては、不動産所得や事業所得などがある方は、売上・仕入・経費等の集計をお済ませのうえ、早めのご来署をお願いします。

確定申告書の記載にあたってのお願い

確定申告書は、記載された内容を機械で読みとるOCR方式になっていますので、次の点にご注意ください。

- ① 数字は枠内に記入して下さい。
- ② 申告書は汚したり、破かないようにしてください。
- ③ 源泉徴収票などの添付書類は提出用乙に添付してください。
- ④ 決算書や収支内訳書は申告書にはさみ込むかクリップでとめてください。

税についての問合せ

銚子税務署

☎0479②1571

税務課・課税係

☎④1211 内線1111

▷定率減税(20%)が実施されます

平成11年分以後の所得税について、所得税額の20%が減税(定率減税)されることになりました。

ただし、定率減税額は、25万円を限度とします。控除もれや計算誤りのないよう、お願いします。

▷扶養控除が下記の扶養親族の区分に応じて引き上げられました

扶養親族の区分	改正前	改正後
年少扶養親族 (16歳未満)	38万円	48万円
特定扶養親族 (16歳以上23歳未満)	58万円	63万円